

令和5年9月11日

日向市長 十屋 幸平 殿

仮処分申立についての告知書

日向市浜町3丁目29番地

債権者 黒木 紹光

電話 (95) 0002

令和5年9月11日、仮処分を申し立てましたので通知いたします。

第1 告知の趣旨

令和5年9月11日、私は、宮崎地方裁判所延岡支部に「契約破棄及び契約締結差止仮処分命令申立書」を提出しました。つきましては、裁判所の判断が判明するまで、大王谷プール解体工事及び設計施工契約締結行為を含む日向市総合体育館建設計画の推進を一時停止してください。

第2 告知の理由

1 仮処分命令申立手続きに伴う事情

今後本申立が受理されますと、裁判所より債務者（日向市長）に対してその通知がなされ、審尋等を経て裁判所の判断が明らかにされます。言い換えると、裁判所の判断が明らかにされた上で、債権者（私）と債務者（日向市長）が互いにその決定を受け容れることなしには、本申立及び訴訟行為は終結いたしません。

したがって、本申立及び訴訟行為終結前の債務者（日向市長）によるあらゆる日向市総合体育館建設計画推進行為は、違法もしくは法に基づく手続きを無視した重大な過失となりますので、了知ください。

2 日向市総合体育館設計施工契約締結の違法性

(1) 仮に、来る9月15日に予定されている令和5年第4回日向市議会第70号議案が賛成多数で可決され、日向市長が日向市総合体育館設計施工契約を締結した場合、本契約締結行為は違法です。

なぜなら、日向市総合体育館は、大王谷プール解体後の跡地に建設するから

です。つまり、日向市総合体育館設計施工契約は違法な大王谷プール解体工事請負契約を前提としたものですから、すなわち、大王谷プールが解体されなければ、日向市総合体育館は物理的に施工が不可能ですので、違法契約及びその履行を前提とした日向市総合体育館設計施工契約は違法です。

(2) 刑法第256条(盗品譲受等)の第2項「前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分のある者をして、十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。」の通り、盗品であることを知りながらそれを有償で譲り受け、転売すれば違法です。

同様に、大王谷プール解体工事請負契約締結行為及びその履行が違法であることを知りながら、日向市総合体育館設計施工契約を締結する行為は違法です。

(3) そうすると、来る9月15日に予定されている日向市議会第70号議案の議決自体、日向市長が、日向市議会議員に対してそもそも違法な日向市総合体育館設計施工契約の賛成を求める行為になりますので、刑法第61条(教唆)「人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。」に該当する可能性があります。

また、日向市議会議員にとっては、裁判所の判断が出る前に、違法もしくは違法の可能性のある日向市総合体育館設計施工契約の是非を問う第70号議案に賛成することは、民主主義及び法治国家の理念と相反する行為であるので、行政府がそのような議案を提出することは避けなければなりません。

したがって、第70号議案を撤回するよう進言いたします。

以上